

# 大分県建設産業DX推進事業実施要領

令和4年4月1日伺定

令和5年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

## 1 目的

この事業は、建設産業における深刻な担い手不足に対応するため、県内建設業者に対し、ICT建設機械による施工に必要な機器を導入する経費の一部を助成することにより、建設現場におけるDXを推進し、生産性向上や就労環境の改善、職場定着等を図ることを目的とする。

## 2 対象事業者

この事業の対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大分県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を有すること。
- (4) 「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）」に基づく資格の格付け又は認定を受けた者であること。

## 3 補助対象機器

この事業の補助対象機器は、別表に掲げるものとする。

## 4 事業承認申請

(1) この事業による補助を希望する者は、別途定める受付期間内に、次に掲げる書類を知事あてに提出するものとする。

- ①事業計画書（様式1）
- ②建設業許可通知書（写）
- ③大分県競争入札参加資格通知書（写）
- ④導入する機器を説明する書類（カタログ等）
- ⑤補助対象経費の算出根拠を証する書類（見積書の写し等）
- ⑥その他知事が必要と認める書類

※⑤の書類は、原則、複数の見積書の写しを添付すること

## 5 補助事業者の選定

知事は、提出された書類の内容について、この事業の目的に沿ったものであるか、活用計画や見込まれる効果が期待できるか等により承認の可否を判断し、その旨を通知するものと

する。

なお、要件を満たした申請が予算額を超過した場合は、県下全域への普及拡大を目的に応募者数等を加味して土木事務所管内毎に配分枠を設定した上で、抽選により補助対象事業者を選定し、その旨を通知するものとする。

## 6 事業の中止等

5の規定により補助対象事業者となった者が、事業の延期又は中止等をする場合には、速やかに知事に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

## 7 県の補助

知事は、当該年度の予算の範囲内において、上記5により採択された事業について、別に定める大分県建設産業DX推進事業費補助金交付要綱により補助するものとする。

## 8 その他

補助対象事業者となった者は、以下について協力するものとする。

- (1) 県の発注工事等での積極的な活用
- (2) 現場見学会開催等の普及活動
- (3) 活用効果等に関するアンケート調査への回答

附則

この実施要領は、令和4年度の予算に係る大分県建設産業DX推進事業から適用する。

附則

改正後の実施要領は、令和5年度の予算に係る大分県建設産業DX推進事業から適用する。

附則

改正後の実施要領は、令和6年度の予算に係る大分県建設産業DX推進事業から適用する。

別表

補 助 対 象 機 器
<p>I C T建設機械による施工に必要な機器で、以下に示すもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ I C T建設機械</li><li>・ 既存の建設機械を I C T建設機械化するための後付け機器等</li></ul>